5　欠損金の繰越控除制度について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一一二条～第一一三条の二関係）

㈠　通算法人を合併法人とする適格合併が行われた場合等の繰越欠損金額に係る引継ぎの制限について、その制限の対象となる通算完全支配関係に準ずる関係の範囲等の細目を定める。

㈡　通算制度の開始又は通算制度への加入に伴う資産の時価評価の対象外となる法人（以下「時価評価除外法人」という。）に該当する通算法人が支配関係発生日以後に新たに事業を開始した場合の繰越欠損金額に係る繰越控除の適用の制限について、その制限の対象から除外される継続して支配関係がある場合及び通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合並びにその制限の対象となる金額の計算の細目等を定める。

㈢　欠損金の繰越控除制度における控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする措置について、その対象から除外される他の通算法人のいずれかが新設法人に該当しない場合の細目を定める。

6　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、評価損益の計上のある民事再生等一定の事実に係る措置における他の通算法人のうちに同措置の適用を受ける法人がある場合の通算法人の損金算入限度額の計算の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一一八条関係）

7　内国法人の有する株式を発行した他の通算法人（通算親法人等を除く。）に通算終了事由が生じた場合のその株式の一単位当たり帳簿価額を、当該他の通算法人の通算終了事由が生じた時の直前の帳簿価額に簿価純資産不足額を加算し、又は当該直前の帳簿価額から簿価純資産超過額を減算した金額をその株式の数で除して計算した金額とすることとした。（法人税法施行令第一一九条の三関係）

8　通算法人と他の通算法人との間で行われるデリバティブ取引に係るみなし決済損益額は、為替予約取引等に係るものを除き、ないものとすることとした。（法人税法施行令第一二〇条関係）

9　完全支配関係がある法人の間の取引に係る損益について、通算制度からの離脱等の時に譲渡損益調整額を計上することとなる事由の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一二二条の一二関係）

10　リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例について、通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱等の直前のリース譲渡に係る損益で繰り延べられているものを計上する措置の対象から除外される契約の範囲等の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一二七条関係）

11　損益通算について、通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額を期限内申告における通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなすこととする措置を税務署長が不適用とすることができる措置における要件の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一三一条の七関係）

12　損益通算の対象となる欠損金額の特例について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一三一条の八関係）

㈠　その適用の対象から除外される継続して支配関係がある場合及び通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合の細目並びに損益通算の対象外となる欠損金額に係る特定資産譲渡等損失額の細目を定める。

㈡　多額の償却費の額が生ずる事業年度の細目を定める。

13　欠損金の通算について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一三一条の九関係）

㈠　通算親法人が欠損金の繰越控除の適用を受ける事業年度開始の日から起算して一〇年前の日以後に設立された法人である場合におけるその開始の日前一〇年以内に開始した事業年度に相当する期間の細目を定める。

㈡　通算法人の当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額が期限内申告における損金算入限度額又は過年度の欠損金額と異なる場合にその通算法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算することとする措置について、その適用がある場合における損金算入欠損金額の計算の細目を定める。

㈢　通算法人の当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した各事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度が二以上ある場合における損金算入欠損金額等の計算の細目について定める。

㈣　通算法人の各事業年度の欠損金の一部が特定欠損金額である場合には、欠損金の繰越控除制度において損金の額に算入された欠損金額等については、まず特定欠損金額から成るものとする。

14　通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入制度について、通算完全支配関係に準ずる関係の範囲及びその対象となる事業年度の要件の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一三一条の一〇関係）

15　通算法人の範囲、通算制度の承認の申請手続等及び時価評価資産等の範囲の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一三一条の一一～第一三一条の一三関係）

16　通算制度の取りやめの承認の手続等の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一三一条の一四関係）

17　通算制度の開始、通算制度への加入及び通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一三一条の一五～第一三一条の一八関係）

㈠　時価評価の対象となる資産の範囲及び時価評価除外法人の要件等の細目を定める。

㈡　通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価に係る要件について、有する資産に含み益がある場合の細目及び時価評価の対象となる通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において通算終了直前事業年度終了の時後に生ずることが見込まれているその株式又は出資の譲渡等による損失の額の細目を定める。

18　特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、その適用の対象から除外される継続して支配関係がある場合及び通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合の細目並びに特定資産譲渡等損失額の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一三一条の一九関係）

19　特定同族会社の特別税率について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一三九条の八、第一三九条の九及び第一四〇条関係）

㈠　留保金額の計算上他の通算法人から受ける配当等の額のうち益金算入額に相当する金額を控除する。

㈡　留保金額の計算上加算される受取配当等の益金不算入額から控除される他の通算法人から受ける配当等の額等の細目を定める。

㈢　留保金額の計算上、特定同族会社である通算法人の他の通算法人に対する配当等の額を留保金額に加算し、他の通算法人以外の者に対する配当等の額として留保金額から控除される金額は(1)に掲げる金額を(2)に掲げる金額の比で配分した金額と(3)に掲げる金額との合計額とする。

(1)　各通算法人の通算法人以外の者に対する配当等の額のうち他の通算法人から受けた配当等の額に達するまでの金額の合計額

(2)　他の通算法人に対する配当等の額から除した金額

(3)　通算法人以外の者に対する配当等の額が他の通算法人から受けた配当等の額を超える部分の金額

㈣　他の制度の適用を受ける場合における留保金額等の調整を行う。

20　外国税額控除制度について、通算法人の控除限度額は、その通算法人及び他の通算法人の法人税の額の合計額等を基礎として計算することとした。（法人税法施行令第一四八条関係）

21　国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合に他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする措置について、その延長される期日等を定めることとした。（法人税法施行令第一五〇条の三関係）

二

1　地方法人税法施行令の一部改正

外国税額控除制度について、通算法人の控除限度額は、その通算法人及び他の通算法人の地方法人税の額の合計額等を基礎として計算することとした。（地方法人税法施行令第三条関係）